

第29回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度7月第29回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は欠席者はありません。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないをお願いいたします。

まず はじめに、日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号5番「小林堯」委員、6番「田端龍一」委員をお願いいたします。

引き続き、日程にしたがい議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は3件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否をはかる」とのことです。

農地法第3条許可申請は土地利用が農地のまま変わらず、権利の移動のみ行うという申請です。その権利移動の際に農業委員会の許可を必要としています。3条の案件の許可権者は農業委員会会長になりますので、この総会で許可決定しますと、所有権の変更ができることになります。

それでは、申請番号1番について説明します。

(申請番号1番について議案書読み上げ)

3条の条件説明の前に補足説明させていただきます。

今回の申請は現在受人が利用権設定をしてお借りしている農地をこの度正式に買い受けるという内容です。また、経営面積に但し書きがあるとおり、嵐山町にも農地をお持ちです。事務局で確認にいきましたが、嵐山町の農地は適正に耕作、管理されておりましたのでご報告いたします。

それでは、3条の説明にはいります。農地を取得するには「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「全部効率利用要件」、「地域との調和要件」の4つの要件を満たしていることが条件になります。

今回の記載事項の内容から、「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また下限面積要件については小川地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることからこの2つの要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

10番安藤委員

はい。10番安藤が報告します。現地調査は7月17日、農業委員4名、推進委員2名、計6名で行いました。現地は稲作されておりました。また、経営農地につきましては、すべて確認しましたが、田は稲作や大豆がまかれ、畑はネギや大豆がまかれ、すべてしっかり農地として利用されておりました。問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 つづきまして、申請番号2番について説明します。
(申請番号2番について議案書読み上げ)
今回の記載事項の内容から、「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また下限面積要件については竹沢地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることからこの2つの要件を満たすと考えます。
残りの2要件、「全部効率利用要件」、「地域との調和要件」につづきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。
以上、説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

3番原川委員 はい。3番原川が報告いたします。現地調査は7月25日、農業委員2名、推進委員2名、計4名で行いました。当日受人から話を伺うことができました。受人はご自分の経営農地をしっかりと耕作されており、特に問題はないかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。つづきまして申請番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 つづきまして、申請番号3番について説明します。
(申請番号3番について議案書読み上げ)
今回の記載事項の内容から、「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また下限面積要件については八和田地区の要件である50a(5000㎡)を越えていることからこの2つの要件を満たすと考えます。
残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。
以上、説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

4番田下委員 はい。4番田下が報告いたします。現地調査は7月23日に農業委員5名、推進委員3名、計8名で行いました。申請地は現在土地を借りていた方がおり、麦刈り後でした。。また他の農地には松、シャラ、椿、イチョウなどの植木が植わっておりました。今後苗木を育てていくとのことでした。問題はないかと思えます。

議長 ありがとうございます。

9番権田委員 はい。

議長 はい。権田委員。

9番権田委員 9番権田です。補足ですが、一部大きな石が見受けられました。また、苗木は大きくなってしまいう可能性がありますが、事務局のお考えを参考に聞ければと思います。

議長 事務局、いかがですか。

事務局 はい。事務局です。事務局職員としての立場の見解もありますが、この総会の中では委員のみなさんで判断していくべきものだと思っております。農地法の中では作物の品種まで詳しく定めてあるわけではありませんので、ご指摘のように木が大きくなってしまいう件につきましても一概に農地でないとは言いきれないと思われます。しかし、庭石のようなものがおかれているのは不相当化と思えますので、農地は農地として使っていただくようご判断をお願いします。事務局としての見解は以上になります。

議長 ありがとうございます。そうしますと、庭石に関しましては事務局のほうからご指導いただけるのでしょうか。

事務局 はい。許可を出す前にそのような様子が伺えたということで、事務局というより農業委員会として指導をすることは可能です。是正の話をしたうえで、今回の許可案件をどう考えるかということをご判断いただければと思います。

議長 そうですね。やはり、このまま見逃すことはできないのではないかと思います。農業委員会として是正指導は必要かと思えます。他にご意見がございましたらお願いします。

9番権田委員 はい。9番権田です。庭石につきましてはおそらく重機を使えば移動はそんなに大変なことではないかと思えますので、庭石だけでもどかしてもらってからの許可はどうかと思えます。

議長 ありがとうございます。ほかにありますか。

13番内野委員 はい。13番内野です。庭石は資材だと思いますので畑におくのはちがうかなと思います。農業委員会としては是正の指導をして、是正されたら許可でいいと思います。大きな木については植物なので、違反ではないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。ほかにありますか。

12番大澤委員 はい。12番大澤です。私も現地調査へ行った一人なのですが、今みなさんからお話があったように、石がおいてるのは問題かと思います。ただ、水路を作ったときの残地なのかなとも思いましたので、経緯をよく聞いてみるのも大事なんじゃないかなと思います。木につきましても先代が植えたものだと聞いております。大きな木も重機があれば動かせるとのことです。以上です。

議長 ありがとうございます。ほかにありますか。

(挙手なし)

議長 それでは、推進委員のみなさんいかがでしょうか。

(挙手なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。

13番内野委員 採決について発言してよろしいでしょうか。

議長 はい。内野委員。

13番内野委員 13番内野です。みなさんからいろいろな意見がでましたのでそれを踏まえて、庭石については是正していただいてから許可がよろしいかと思いますが、そういったことはできるでしょうか。

議長 事務局、いかがですか。

事務局 事務局です。4条、5条については条件付きの許可というのがありますので、3条もそれに準ずる形で是正の期限を決めて許可をするというのも可能だと思います。

議長 それでは、申請番号3番についてはみなさまの意見を踏まえ、庭石をどかしていただくことを条件に承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号3番については条件付きということで可決、承認されました。ありがとうございました。

次に、日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は3件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について議案書読み上げ)

本申請について、工事資金は自己資金とローンで賅われており、預金の残高証明書とローン審査の結果が添付されております。また、隣接耕作者の同意書、水利組合の同意書を添付していただいておりますことを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番田端委員

6番田端が報告します。17日9時に農業委員4名、推進委員2名、計6名で現地調査を行いました。現場は除外時にも調査しており、引き続き保安全管理されておりました。申請者の妻は農家だと知っていますが申請者も農家なのでしょうか。

事務局

奥様が農家資格があるということはその経営体の一員である旦那様も農家資格がある扱いで、農家住宅が建てられます。以上です。

6番田端委員

わかりました。そういうことなら問題ありません。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(挙手なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

つづきまして、申請番号2番につきまして説明させていただきます。

(申請番号2番について議案書読み上げ)

本申請について、工事資金はすべて自己資金で賅われており、預金の残高証明書が添付されております。また、隣接耕作者の同意書を添付していただいておりますことを申し添えます。

事務局 なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。
最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
よろしく申し上げます。

議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

1 番横田委員 はい。1 番横田が報告します。7 月 2 5 日 8 時半から農業委員 3 名、推進委員 2 名、計 5 名で現地調査を行いました。もともと見通しが悪いとクレームもあったところで、地元住民としても農転して管理してもらったほうが良いなと言っていました。特に問題はないかと思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

 (挙手なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

 (挙手なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号 2 番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号 2 番については可決、承認されました。ありがとうございます。
つづきまして申請番号 3 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 つづきまして、申請番号 3 番につきまして説明させていただきます。
(申請番号 3 番について議案書読み上げ)
本申請について、工事資金は自己資金とローンで賄われており、預金の残高証明書とローン審査の結果が添付されております。また、隣接耕作者は渡人のみのため同意書の添付はありません。
なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。
最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
よろしく申し上げます。

議長 それでは、調査担当区竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員櫻井委員 はい。推進委員の櫻井が報告いたします。7 月 2 5 日に農業委員 2 名、推進委員 2 名、計 4 名で現地調査を行いました。現地は除外の時にも確認しているところで、現在保全管理状態です。特に問題はないかと思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(挙手なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号3番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号3番については可決、承認されました。ありがとうございました。
なお、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、以上3件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
次に、日程4、議案第3号「農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について」、を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設置について「農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について承認を求める」とのことです。

事務局 まず、確認ですが、農地を耕作目的で取得するための農地法第3条の許可にはいくつか条件があります。

今回は、その中の「下限面積要件」についての確認となります。

通常、都道府県は50a以上とされておりますが、地域の実情を踏まえて農業委員会が「別段の面積」を設定できることとなっております。

別段の面積は担い手が不足していたり、遊休農地化が深刻で、新規就農を促したい場合、また農家の経営の平均規模が小さく50a以上を満たすのが難しい場合に設定します。

なお、小川町における別段面積は小川・大河・竹沢地区は30aに設定されています。

この別段の面積について、毎年1回地域の経営規模を見て、面積が適正かどうかを確認しなければならないとされており、小川町では毎年7月の総会で確認の審議をしております。

それでは、議案書を朗読いたします。

(議案書を朗読)

議案の参考資料を見ていただくと小川・大河・竹沢については現行30aとなっておりますが、30a未満の経営体の数が、それぞれの地区の総数の4割を超えています。4割の目安としてはその下の「各地区農業経営体数の4割の経営体の耕地面積」をご覧ください。小川地区119経営体、大河地区160経営体、竹沢地区89経営体となります。この4割以上の経営体数が30a未満に属していますので、この3地区については下限面積が30aとなります。

一方、八和田地区の4割の経営体数は182経営体ですが、この数を満たすには50a未満の経営体まで幅を広げなければなりません。よって、八和田地区については都道府県の下限面積50a以下には下げられない、となります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(挙手なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第3号について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第3号については可決、承認されました。ありがとうございました。
次に、日程5、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」、を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、「申請人より農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について議案書読み上げ)

まず、本件について 農地法の農地転用許可案件については、その転用の実現性も考慮のうえ、知事が許可を与えている訳ですが、当初想定していない何らかの理由により、許可事業者等が、許可を得た転用計画について見直したいと考える場合があります。本来であれば、農地を復元したうえで、あらためて農地転用許可申請をするべきところですが、様々な理由により、許可申請前の元々の状況には戻しえない場合には、本件の様な計画変更申請が認められています。

農業委員会としては、4条5条の許可申請に準じて、適否をはかり、意見書に取りまとめ知事へ提出することとなります。

(議案 資料により説明)

本申請について、工事資金は自己資金で賄われており、預金の残高証明書が添付されています。また、水利組合の同意書のほか、都市計画法に基づく開発許可事項変更許可通知書の写しを添付していただいておりますことを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長 それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員吉岡委員 はい。推進委員の吉岡が報告します。7月25日8時から農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。現地はすでに造成済みできれいに整備されている状態です。計画変更とのことですが、申請事由も踏まえ、問題はないかと思えます。よろしくお願いたします。

議長 それでは、質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(挙手なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
なお、議案第4号は許可権者が埼玉県になりますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、日程6、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局より報告いたします。報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございました。

次に、日程7、報告第2号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」を上程いたします。今月は6件の届出がありました。申請番号1番より順に事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。続きまして、報告第2号、農地所有適格法人の要件の確認について「農地法第6条第1項の規定により提出のされた農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の要件確認について報告する」とのことです。

通常、農地は農家でなければ所有、借り受けできないものとされており、法人は農家にあたらなため、農地の所有借り受けはできないこととなっております。しかし、一定の条件を満たすことで、法人も農地を所有したり借り受けができることとされており、この条件を満たした、「農業経営を行うために農地を所有できる法人」のことを「農地所有適格法人」といいます。

本件につきましては、農地法第6条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の4要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件）を満たすか毎年、確認をお願いします。

農地利用適格法人は毎年この条件を満たすことを報告する必要があります。

今回は6法人の報告となります。

では、1番から順に報告をしていきます。

報告第2号-1（資料）をご覧ください。

(申請番号1から6まで順に議案内容を読み上げ、要件と照らし合わせて説明)

以上、6法人は、農地所有適格法人の4要件を満たすものと判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、「その他」について、その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和3年度7月第29回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後3時40分です。